

岡山県主任介護支援専門員研修に関するQ & A（令和7年度）

【受講要件について】

Q 1 専任（常勤専従）の考え方について

A 1 常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していることをいいます。雇用形態は問いません。

専従とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

よって、他の業務と兼務した期間、非常勤としての従事期間は従事期間に算入できません。ただし、当該事業所の管理者との兼務については、従事期間に算入して構いません。

また、病気休業や育児休業などによる休職期間は通算から除外してください。

Q 2 管理者として業務に従事した期間について

A 2 居宅介護支援事業所または小規模多機能居宅介護事業所における管理者としての従事期間は、担当ケースを持ち、ケアプランを作成していれば従事期間として算入できますが、管理者専任で管理業務のみを行っていた場合は、介護支援専門員としての実務経験としては認められないため、従事期間として算入できません。

また、居宅介護支援事業所または小規模多機能居宅介護事業所以外の管理者との兼務は認められていません。（例：グループホームの管理者と介護支援専門員との兼務は×）

Q 3 介護支援専門員としてサービス計画書を作成していない場合について

A 3 介護支援専門員として、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみ行い、サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められませんが、現任としては認められます。（＝受講要件（1）、研修の申込時点で介護支援専門員として配置されている場合に限る）

Q 4 地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員に準ずる者について

A 4 主任介護支援専門員に準ずる者とは、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付け老計・老振・老老発第 1018001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）の 6 (1)③に基づき、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいいます。

Q 5 岡山県外の事業所に従事していた期間について

A 5 岡山県外の事業所において専任の介護支援専門員として従事していた期間も、従事期間に含めて算定することができます。その場合にも、実務経験証明書の提出は必要です。

【提出書類について】

Q 6 実務経験証明書（様式3）の印鑑について

A 6 必ず法人印、事業所印もしくは代表者印を押印ください。電子印鑑は提出不可です。

Q 7 旧姓の実務経験証明書について

A 7 婚姻関係の分かる戸籍抄本の提出は不要ですが、実務経験証明書（様式3）に姓が異なることの申し出、及び介護支援専門員登録番号を記入してください。
(例：△△は、私〇〇の旧姓です。登録番号：33123456)

Q 8 勤めていた事業所の閉鎖等により、実務経験証明書（様式3）が提出できない場合について

A 8 以下のいずれかの方法で証明をしてください。

＜事業所が廃止されている場合＞

- ・廃止事業所の旧経営者が、現在も受講申込者の勤務記録を保管しているのであれば、旧経営者に「元〇〇事業所代表者□□□」として証明してもらってください。この場合、事業所の開所、閉鎖の年月日が分かる書類が併せて必要です。
- ・上記が無理な場合に限り、受講申込者が保有している廃止事業所が作成した雇用契約書と給与明細書などを提出してください。ただし、提出された書類で受講要件を満たしていることが確認できない場合は、受講決定できません。

＜事業所が統合されている場合＞

労働者名簿、賃金台帳等を引き継いだ先の事業所に証明をしてもらってください。
その際、統合元・統合先の事業所名を証明書の、施設・事業所名に記入してください。